

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年2月22日第19回中種子町農業委員会総会を、防災センター2階・第2会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義
(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代
3. 欠席委員
(公選) なし
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 議案第3号 非農地証明について
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について
日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
5. 議事
(議長)ただいまから、平成28年第19回、中種子町農業委員会総会を開会します。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、6番小山田委員、7番戸田委員を指名します。
(議長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(委員)異議なし。
(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。
(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数2件、筆数2筆、面積2,955㎡、畑、使用貸借権、件数1件、筆数2筆、面積5,319㎡、畑でございます。合計で件数3件、筆数4筆、面積8,274㎡、地目は畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当

しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いいたします。

(7番委員)はい7番、戸田です。3条申請、所有権移転の説明をいたします。

議案第1号第1項順位1について説明をいたします。去る2月14日午前9時、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積1,841㎡です。譲渡人、住所 中種子町増田〇〇〇〇番地3。〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営開始となっております。場所については、中線を新空港に向かいまして〇〇〇の〇〇〇〇を右に入ります。右に入って〇〇〇集落の三文字を〇〇〇〇を過ぎまして、〇〇〇集落の三文字に突き当たります。それを左に行きますと、〇〇〇〇さんの畜舎、自宅がありますけど、それを〇〇方面に〇〇mぐらい行ったところの右下の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく願いいたします。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの次男にあたりますので、現在、後継者として畜産業に励んでいる若い青年でありますので、よろしく願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に議案第1号第1項順位2について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)はい。上妻です。農地法第3条申請について説明いたします。議案第1号第1項順位2について説明いたします。去る2月13日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字坂井、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,114㎡です。譲渡人、住所 中種子町坂井〇〇〇〇番地。〇〇〇〇さん。譲受人、住所 南種子町中之上〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇集落の公民館真北になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。以上です。

(議 長)ご苦労様です。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第2項順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番、戸田です。農地の貸借権の3条申請でございます。議案第1号第2項順位1について説明いたします。去る2月14日午前9時、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-15、地目畑、面積1,259㎡。大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積4,060㎡。合計で5,319㎡、地目畑です。貸人が、住所中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人が、住所中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が、相手方の要望、借人が経営開始による貸借です。貸借の内容については、無償による貸借期間、無期限の使用貸借権の設定でございます。場所については先ほどの所有権の農地のところから右手に約30～40m行った奥の畑の2筆です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(13番委員)はい。13番です。

(議 長)はい、13番どうぞ。

(13番委員)〇〇〇〇さんは酪農じゃなくて、和牛農家ですけども、この譲り受けた畑、それとこの貸借した畑、これは作物は何を今後作る予定ですか。

(議 長)7番いいですか。

(7番委員)たぶん、牧草だと思います。

(13番委員)はい、わかりました。

(議 長)他に質疑ありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位2、第2項、順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位2、使用貸借権順位1について

は許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。

第1項順位1について、担当調査委員の8番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番鮫島です。議案第2号第1項順位1、農地法第5条申請について説明します。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子野間〇〇〇〇番地55。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地9。申請農地の表示、大字野間、字〇〇、地番〇〇〇〇番18、地目畑、地積208㎡。転用目的、倉庫。申請理由、譲受人は申請地の道向かいに住んでいるが、倉庫がなく不便をきたしているため、住宅に近い申請地を求め、倉庫を建築したい。実現性あり。土地利用規制等、都市計画区域内、農振農用地外3種農地(都市計画用途地域内農地)。棟数・面積等、倉庫27㎡。建ぺい率7.70%。この案件につきましては、先般2月15日午前9時より、濱脇会長、下村委員、日高信行委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの息子さん立ち合いの下、現地調査を実施しました。場所については、旭町本通りを〇〇〇〇の方に行きますと、左側に〇〇〇〇の店があります。その手前50m くらいのところに右側に〇〇〇〇の事務所があります。その〇〇〇〇の事務所のすぐ隣です。この案件は、譲受人は申請地の道向かいに住んでいますが、倉庫がなく、不便をきたしているとのことで住宅に近い申請地を求め倉庫を建築したいとのことです。この農地は都市計画区域内、農振農用地外であり、周囲を宅地に囲まれ、登記地目も、もともとは雑種地で面積的にも農作物の生産性も見込めない広さです。また、字絵図地区ではありますが、以前の地積測量図も添付されています。被害防除の計画も出されています。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆様のご審議の程を、よろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について担当調査員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番下村です。議案第2号第1項順位2、農地法第5条申請について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地7。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番。申請農地の表示は、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、田、340

m²。同じく、〇〇〇〇－１，田，13 m²。同じく地番〇〇〇〇，畑，297 m²。同じく地番〇〇〇〇，畑，360 m²。同じく地番〇〇〇〇－１，田，460 m²。同じく地番〇〇〇〇－１，畑，1.56 m²。同じく地番〇〇〇〇－１，畑，101 m²。合計 1,572.56 m²。転用目的資材置場。申請理由，土木建築業請負業を営んでいますが，現在，資材置場が不足しているため，申請地を購入し，砕石置場として利用したい。実現性あり。土地利用規制等，都市計画区域内，農振農用地内２種農地（その他の農地）です。棟数面積，資材置場 1,572.56 m²でございます。この案件につきましては，先般２月１５日午前９時２０分より，濱脇会長，鮫島安平委員，日高信行委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さんと息子さん立ち合いの下，現地調査を実施いたしました。場所といたしましては，〇〇〇〇をまっすぐ，〇〇〇〇に向かいまして，途中〇〇〇〇公民館に入る十文字があります。それをちょっと行った道下の土地でございます。この案件につきましては譲受人が土木建築業を営んでいますが，現在資材置場が不足しており，申請地を購入し，砕石置場として利用したいとのことです。この農地は都市計画区域内，農振農用地内であり，現在農振除外の申請中であります。また，字絵図地区であり，申請地に隣接する土地の所有者からの転用への同意もとっております。現地で検討した結果，周辺への支障はないと思われませんが防除計画の中に水路に対する，防除不備があると思われれます。委員の皆様のご審議を，よろしくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委 員)ございません。

(事務局)はい。

(議 長)事務局からの補足説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。先程，担当委員の方から，被害防除についての件がございました。申請時に出された内容には，支障がありませんというふうに計画の中には入ってございましたが，現地調査の際，水路が南側の方にありまして，水路に対する防除内容がないとのことで，申請者の方に問い合わせをいたしております。今回再提出をされました内容につきましては，申請地の水路側はのり面となっているが，ゆるやかな傾斜であり，特に問題がない。万一崩壊の恐れが生じた場合は，すみやかに対処するという内容の被害防除計画書が再提出をされてございます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(3番委員)はい，３番。

(議 長)３番どうぞ。

(3番委員)現場は知っているんですけども，ちょこちょこ，あそこに盛り土を持ってきて，埋めておって，〇〇さんにあそこは許可をくれたのかと

というような話をしたら、いやいやまだだから今回あがってきますからということでしたけど、私あそこをよく通るんですよ。南種子に行く時にですね。そうすると、あの埋め立てをしているところに7つの畑と田の面積があるんですか。あれだけのところに。

(12番委員)はい。

(3番委員)そうするとですね、今、のり面のことを言ったんですけど、こっちは広域農道できちっと下水をしてますよね。向こうはのり面をゆるやかにしてるけども、資材置き場ということになると土砂が崩れる恐れが私はあると思うんですよ。だからあそこも、広域農道側のようにですね、セメントでこうしてもらった方が、安全じゃないかと思えますけどね。ただ本人はのり面をしますよというようなことで許可を下さいというようなことだろうけども、私は農業委員会としては、いわゆる、崩れた時に下の方に民家もあるし、下水もあるから、迷惑をかけるということになりますので。あそこはセメントでのり面をして下さいよというような許可をした方がいいんじゃないかと思えますけども。

(議長)はい、わかりました。他の委員で何かご意見ありますか。

(議長)それでは、私の方で、まあ当席からですけども、私も現地を見ましたので、意見を述べさせていただきます。3番の雨田さんがおっしゃった通り、南側の水路につきまして、なだらかな傾斜が現在あります。その傾斜の状態では申請理由の中にある、砕石とか砂とかの資材を積んだときに、あそこの南側の傾斜のところから流れ落ちて、またその下の水路が、もう少し下流側に行きますと、水田もありますので、取水口や用水路の障害になるといけませんので、是非ちゃんとした用壁をするなり、土手等で直接水路に被害が及ばないように計画があがってくるのがしかるべきだと考えております。他の皆さんは何かご意見ありませんでしょうか。

(5番委員)現状はセメントでそこは何もしてないんですか。

(事務局)事務局から。

(議長)はい、事務局お願いします。

(事務局)今、問い合わせがありました内容ですけども、現地に行った際には、水路に対しては、そのまま盛り土というか、そういうかたちの内容で、特にコンクリートとかそういうものでのり面をするということではありませんでした。

(事務局長)はい。

(議長)事務局長。

(事務局長)この件については、私も現場の方に行き、南側の水路については下流域に田んぼもあったりするような農業の水路だと思います。農地の転用によって、こういった水路に影響を及ぼすような場合については、許可しがたく、今回の防除計画とういか、そういったものを見直して

いただいて、その結果を見てから判断するのが妥当な案件ではないかという判断を事務局としてはして、本人さんにもう一度計画の見直しをお願いし、防除計画の再提出をお願いしたところですが、今回もあまり改善の見られるような計画ではなかったという報告をさせていただきます。

(3番委員)はい。

(議 長)3番どうぞ。

(3番委員)許可をした後に、被害が起きた。そうすると、下の田んぼとか、あそこは水が非常に多いところですよ。そうすると、下の方にも迷惑がかかって、〇〇〇〇さんがああいうことをしたからだめなんだと。それについては、農業委員会はなんで許可を出したのかということになりますから、私は、道路の方はセメントでしてると思いますから、水路の所もちゃんとして、〇〇さんが今度申請をするところも、泥の斜面じゃなくて、きれいにセメントでして、それから許可を出した方が、後々問題が起きたときに、農業委員会はなんでもかんでも許可をするのかと、問題になってきますから、許可を出す前に本人が、水路の所にセメントをしましよとなれば、私はいいと思いますが、今の現状のままでは、許可は下ろしてはならないというように思います。

(議 長)はい。ありがとうございました。他の委員の皆様は何かありませんか。

(8番委員)はい。

(議 長)どうぞ、8番お願いします。

(8番委員)自分も立ち合いに行って、先ほど異議なしを申しましたけど、雨田さんが言うのも、一理あると思います。〇〇〇〇さんにそのような旨を伝えてから許可というかたちに、雨田さんの意見に私も賛成です。申請人にその旨を伝えて、工事が終わった時点で、許可というかたちではどうでしょうか？

(議 長)被害防除計画に載ってるのでは、被害が出てから、ちゃんと元に復元するというふうな表現ですので、しっかりした被害防除計画書の提出が妥当だと思います。よってこの件につきましては、保留案件ということで、継続審議というかたちでしたいと思いますが皆さんよろしいですか。

(委 員)いいです。

(議 長)他に質疑はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)それではこれから採決します。議案第2号、第1項順位1については、決定することにご異議はありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号、「農地法第5条申請について」の第1項順位1については許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。議案第2号順位2に

については、保留案件として継続審議にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)次に、日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。第1項順位1について、担当調査委員の12番 下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい。12番下村です。議案第3号第1項順位1、非農地証明の申請について説明いたします。土地の所在、大字油久、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番地1、地目畑、地積2,802㎡、現況地目山林。所有者、〇〇〇〇さん、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地11。現況地目となった経過及びその理由等、土地登記簿の地目は畑であるが、平成13年頃から、農地として利用せず、現況は山林となっております。この案件につきましては、先般、2月15日午前10時10分より、濱脇会長、鮫島安平委員、日高信行委員、事務局、申請人、〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇さん立ち合いの下、現地調査を実施いたしました。場所といたしましては、〇〇〇〇の池の十文字を〇〇の農道に300mぐらい入りまして、左側に入りますと、〇〇〇〇さんの住宅があります。その前を40~50m行ったところの、右側の道上の山林でございます。この案件の申請理由は、登記簿地目は畑であるが、平成13年以前から耕地として利用せず、現況は山林となっているとのことで、現地調査では、実際に竹山となっております。また、申請人は現在、〇〇〇〇に〇〇しており、今後も整地して、耕地として利用することもできないだろうと推測されます。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(2番委員)はい。

(議長)2番委員をお願いします。

(2番委員)2番石堂です。地図上を見ますと、旧姓か、〇〇〇〇さんになっていて、所有者は〇〇〇〇さん、これはどういう。

(議長)事務局をお願いします。

(事務局)はい。事務局です。旧姓の方は〇〇〇〇さんでございます。お嫁に行きまして、〇〇〇〇さんになっております。現在、〇〇〇〇さんの名義を〇〇〇〇さんに替えているという情報が入っています。住所は、〇〇〇〇の住所になっています。

(議長)他に、質疑、意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号、第1項順位1については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

- (議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号、「非農地証明について」の第1項順位1については、許可することに決定しました。
- (議長)次に、日程第6、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料5頁を開いてください。承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について。平成28年2月29日を広告日とする、利用権設定、所有権移転4件、賃貸借権4件、筆数21筆、面積69,111㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては資料の6頁から15頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。
- (議長)次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、資料の16頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」説明いたします。件数2件、筆数4筆、面積9,596㎡。契約年数10年、合意による解約でございます。尚、詳細につきましては、資料の17頁、18頁に添付しております。ご審議の程、宜しくお願いいたします。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ございません。
- (議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。
- (議長)これで、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成28年第19回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者